大阪府特設水道条例施行規則の改正（概要）

健康医療部生活衛生室環境衛生課

■改正の理由

・大阪府特設水道条例施行規則（昭和33年大阪府規則第74号）（以下「施行規則」という。）において、特設水道の水質基準や水質検査等に関する規定を設けている。

・今般、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第20号）が令和７年６月30日に公布され、令和８年４月１日から水道水質基準に、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）（以下「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」という。）に係る基準が追加された。

・水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの定期の水質検査の回数をおおむね３か月に１回以上とするとともに、専用水道について、過去の検査結果等により検査回数を減ずることを可能としていることを踏まえ、特設水道の設置者が行わなければならない定期の水質検査について同様の改正を行う。

■改正の内容

・新たに水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表20の項として「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」が追加されたことにより、施行規則で引用する水質基準に関する省令の表の20の項から51の項までを１項ずつ繰り下げる（施行規則第７条第１項第３号イからハまで及び第４号関係）。

・「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の定期の水質検査の回数をおおむね３か月に１回以上とし、過去の検査結果等により検査回数を減ずることができる（施行規則第７条第１項第３号ニ関係）。

■施行期日

　・令和８年４月１日

　（理由）「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の施行日に合わせる必要があるため。